

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部 を改正する法律

(平成二六年一月二八日法律第一二九号)

一、提案理由(平成二六年一月五日・衆議院法務委員会)

○上川国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

これらの法律案は、政府において、人事院勧告の趣旨に鑑み、一般の政府職員の給与を改定することとし、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出していることから、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定する措置を講じようとするものであります。

改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、一般の政府職員について、平成二十六年度の給与改

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることとしておりますので、判事補等の報酬月額及び九号以下の俸給を受ける検事等の俸給月額についても、これに準じて引き上げることとしております。これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、平成二十六年四月一日にさかのぼってこれを適用することとしております。

第二に、一般の政府職員について、給与制度の総合的見直しのため、平成二十七年から俸給月額を一部の号俸を除いて引き下げることとしておりますので、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額についても、これに準じて引き下げることとしております。これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、平成二十七年四月一日から施行することとしており、これに伴う所要の経過措置も定めております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二六年一月一日)

○奥野信亮君 ただいま議題となりました両法律案につきまして

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

七六

て、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うとするものであります。

両案は、去る十一月四日本委員会に付託され、翌五日上川法務大臣から提案理由の説明を聴取し、七日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告（平成二六年一月二日）

○魚住裕一郎君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官の報酬及び検察官の俸給を一般の政府職員の給与改定に準じ

て改定する理由、民間賃金の地域間格差を裁判官の報酬及び検察官の俸給に反映させる趣旨、裁判官及び検察官の人材確保の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。